

国官総第93-2号
国官会第465-2号
国地契第13号
国官技第86-3号
国営計第45号
平成21年6月23日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

平成21年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における
入札・契約業務等の円滑な実施について

この度「平成21年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について」（平成21年5月29日付け国会公第21号）により、平成21年度補正予算による追加事業を含めた当省所管事業について、早期執行、適正価格での契約の推進を図るとともに、地域企業に対する適切な評価の推進等について通知されたところである。これを踏まえ、下記事項に留意の上、入札・契約業務等の円滑な実施に努められたい。

記

1. 地域要件の適切な設定について

工事品質を確保する上で地域の実情に精通している者を契約の相手方とすることが効果的である工事については、十分な競争環境が確保される範囲内で、より地域性を重視した地域要件とすることができるものとする。

2. 地域企業の適切な評価について

総合評価方式の実施に際しては、元請企業のみならず、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社の地域への精通度や貢献度等についても適切に評価することができるものとする。なお、詳細は別途通知する。

3. 契約相手の活動状況等の把握について

競争参加資格に地域要件を設定している工事について、支店又は営業所の資格で入札参加した建設業者を落札者として決定した場合には、必要に応じて、契約の締結に際して、当該支店又は営業所の運営状況や専任技術者の配置状況等について確認できる資料の提出を求めるとし、その旨を入札公告及び入札説明書に明示することとする。また、提出された資料については、適宜、その写しを建設業許可部局に情報提供するものとする。